砂防指定地制限行為許可（協議）申請の際の必要書類（2部）

1. 砂防指定地制限行為許可申請書（第１号様式）

**・申請者住所、氏名は制限行為を行う当事者。代理や下請け業者などは不可。**

　　※申請者が都道府県、市町村及び地方公共団体は砂防指定地制限行為許可申請書協議書（第２号様式）

高知県庁HP→組織から探す→幡多土木事務所→各種申請様式

1. 利害関係者の承諾書

（地区長）

（制限行為を行う場所が申請者の土地でなければ、その土地の所有者の同意書）

**・日付　　・続柄（土地管理者等）**

1. 位置図（５万分の１以上）

**・管内図　・航空写真　（行為地明示）**

1. 住宅地図
2. 写真

（制限行為を行う場所を赤線で示して下さい）

**・工作物　赤色・赤線**

1. 計画書類又は設計書類及び仕様書
2. 平面図・断面図**（行為地）**
3. 公図、要約書（申請日以前6カ月以内、法務局での書類）

**・公図に　行為地　、区域線　明示**

1. 工程表

**・年月日**

10. その他（立面図、建物基礎の詳細図）

**・行為地求積図**　**・区域図**

※砂防は許可期間が２年以内である。（砂防条例第７条１）